

1. 議事日程（第14日目）

（平成16年度安芸高田市予算審査特別委員会）

平成16年7月13日
午前10時開議
於本庁3階旧議場

開 会
議 題

- (1) 議案第37号 平成16年度安芸高田市一般会計予算
- (2) 議案第38号 平成16年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- (3) 議案第39号 平成16年度安芸高田市老人保健特別会計予算
- (4) 議案第40号 平成16年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- (5) 議案第41号 平成16年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算
- (6) 議案第42号 平成16年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業
特別会計予算
- (7) 議案第43号 平成16年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
- (8) 議案第44号 平成16年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
- (9) 議案第45号 平成16年度安芸高田市コミュニティ・プラント
整備事業特別会計予算
- (10) 議案第46号 平成16年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算
- (11) 議案第47号 平成16年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算
- (12) 議案第48号 平成16年度安芸高田市水道事業会計予算

閉 会

2. 出席委員は次のとおりである。（18名）

委員	天 清 斐 雄	委員	泉 正 智 代
委員	井 上 正 文	委員	今 村 義 照
委員	浮 田 洋 吾	委員	加 藤 英 伸
委員	熊 高 昌 三	委員	桑 岡 達 夫
委員	新 出 達 夫	委員	竹 田 誠 莊
委員	玉 川 祐 光	委員	名 川 律 夫
委員	鳴 石 勸	委員	藤 井 昌 之
委員	松 浦 利 貞	委員	松 川 秀 巳
委員	山 崎 宅 将	委員	渡 辺 義 則

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名（22名）
市 長 児 玉 更 太 郎 助 役 増 元 正 信

参 事	小 野	豊	収 入 役	藤 川 幸 典
教 育 長	佐 藤	勝	教 育 参 事	沖 野 清 治
総 務 部 長	新 川 文 雄	雄	産 業 振 興 部 長	清 水 盤
自 治 振 興 部 長	田 丸 孝 二	二	福 祉 保 健 部 長	福 田 美 恵 子
建 設 部 長	金 岡 英 雄	雄	消 防 長	村 上 紘
八 千 代 支 所 長	平 下 和 夫	夫	美 土 里 支 所 長	立 川 堯 彦
高 宮 支 所 長	猪 掛 智 則	則	甲 田 支 所 長	武 添 吉 丸
向 原 支 所 長	益 田 博 志	志	市 民 生 活 課 長	佐 々 木 亮
税 務 課 長	山 本 数 博	博	人 権 推 進 課 長	毛 利 宣 生
財 政 課 長	垣 野 内 壮	壮	総 務 課 長	高 杉 和 義

5 . 職務のため出席した事務局職員の職氏名 (5 名)

事 務 局 長	増 本 義 宣	次 長 兼 総 務 係 長	光 下 正 則
議 事 調 査 係 長	児 玉 竹 丸	書 記	国 岡 浩 祐
書 記	倉 田 英 治		

~~~~~  
午前10時00分 開会

松浦委員長 それでは、おはようございます。時間が参りましたので始めさせていただきますわけですが、本日は公私ともにご多忙の中、委員会を開催いたしましたところ、全員ご出席いただきましてありがとうございます。

去る30日に開きました特別委員会におきまして、本年度の予算につきまして所管予算ということで、各常任委員会に付託をし、審議をしていただきました。本日の予算審査特別委員会におきまして、その審査の結果につきまして、ひとつ各委員長からの報告を受けようと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は、18名でございます。定足数に達しておりますので、これより予算審査特別委員会を開会いたします。

本日の審査日程は、お手元に配付したとおりであります。

前回に引き続き、本予算審査特別委員会に付託されました議案第37号から、議案第48号までの12件についての審査を行います。

この件につきましては、本予算審査特別委員会の小委員会として、各常任委員会へ所管分を分割し、審査委託をしておりましたので、各常任委員会委員長から順次審査結果の報告を求めます。

まず始めに総務常任委員会委員長、桑岡達夫君。

山崎委員 自席でやってもらったらいかかですか。自席で報告は。報告する方にお尻を向けてやるのは、いかがなものかと。

松浦委員長 ちょっと休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時1分 休憩

午前10時2分 再開

~~~~~○~~~~~

松浦委員長 再開いたします。

桑岡総務委員長 改めて、おはようございます。

総務委員会から報告をさせていただきます。本小委員会は、6月30日予算審査特別委員会において設置され、議案第37号平成16年度安芸高田市一般会計予算の内、委託を受けた所管分を分割審査いたしました。審査の結果を次のとおり報告いたします。なお、審査の経過は別紙のとおりであります。特徴的なこととして、まず極めて厳しい財政状況における予算編成であり、まず人件費など、経常経費の削減あるいは補助金や委託料の一般削減などその努力は伺えるものでした。一方、そうした補助金交付団体への会計の精査を含めた適正な指導が必要との意見もありました。組織、機構の問題としては、本庁と支所の権限や役割、あるいは予算の配分方法など明確にするよう意見がありました。また、市民の財産に関わる地籍調査については、早期に完了すべきとの意見がありました。執行部におかれましては、本予算小委員会で出された意見及び指摘された点につき、真摯に受け止めていただき、今後の執行において

十分反映されますようお願いをいたします。以上で報告を終わります。

松浦委員長  
井上企画委員長

引き続きまして、企画常任委員会委員長、井上正文君。

はい。企画常任委員会の審査報告を行います。本小委員会は6月30日予算審査特別委員会において設置され、議案第37号平成16年度安芸高田市一般会計予算の内、委託を受けた所管分を分割審査した結果、次の通り報告をいたします。なお、市内32の地域振興会が存続するが、歴史や形態が様々であり、あまり格差が生じないように指導が必要。地域振興会への補助金のあり方、住民自治組織確立のための進め方の指導、情報に関わるインフラ整備について、支所、本所間の幹線道路等、交通対策について、また第2庁舎、文化ホール、葬斎場の建設構想、計画について等、特徴的な意見がありました。執行部におかれましては、本予算審査特別委員会で出された意見及び指摘された点について、真摯に受け止めていただき、今後の執行において十分反映されるようお願いをいたします。以上で報告を終わります。

松浦委員長  
今村文教委員長

引き続きまして、文教常任委員会委員長、今村義照君。

はい。それでは文教常任委員会に委託されました案件について、ご報告を申し上げます。予算審査特別委員会委員長、松浦利貞様。文教常任委員長、今村義照。平成16年度予算審査小委員会文教常任委員会審査報告書。去る6月30日に付託されました、議案第37号平成16年度安芸高田市一般会計について、7月6日市長及び教育委員会、関係部課長、分室長の出席を求め、慎重に審査をいたしました。常任委員会へ委託のあった所管分の分割審査を小委員会として位置付け、審査を行いました。その結果は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。なお、審査の経緯及び結果については、別紙予算審査概要に示す通りでございます。特徴の主なものは、合併協議における協議事項の事業継続と、市長部局と教育委員会との間で教育行政に対する連携が期待できる点でございます。今後の事業及び事務執行におきましては、審査過程で出された意見及び指摘事項を真摯に受け止め、十分反映されるよう望み、報告を終わります。なお、予算審査概要書を添付しておりますのでご覧をいただきたいと思います。以上で報告を終わります。

松浦委員長

次に厚生常任委員会の報告でございますが、委員長の私がこの委員長をさせていただきとるので、委員長報告はこの厚生常任委員会におきましては、副委員長の藤井昌之君に求めるところでございます。厚生常任委員会副委員長、藤井昌之君。

藤井厚生副委員長

それでは、厚生常任委員会に付託されました予算審査の報告をさせていただきます。本小委員会は6月30日予算審査特別委員会において設置され、議案第37号平成16年度安芸高田市一般会計予算の内、委託を受けた所管分及び議案第38号平成16年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算、議案第39号平成16年度安芸高田市老人保険特別会計予算、議案第40号平成16年度安芸高田市介護保険特別会計予算を分割審査した結果、次のとおり報告いたします。なお、市税などの滞納整理などの対策本部

には厳しい徴収を、また団体補助金の算出基礎についての均一化、旧町時代からの補助をしている吉田病院の医療事故等に対する風評について、対応できないか等の特徴的な意見がありました。執行部におかれましては、本予算審査小委員会で出された意見及び指摘された点について、真摯に受け止めていただき、今後の執行において十分に反映されるようお願いいたします。以上で報告を終わります。

松浦委員長  
名川産業委員長

引き続きまして、産業常任委員会委員長、名川律夫君。委員長。審査報告を行います。予算審査特別委員会委員長、松浦利貞様。平成16年度予算審査小委員会、産業常任小委員会審査報告書。本委員会は6月30日予算審査特別委員会において設置され、議案第37号平成16年度安芸高田市一般会計予算の内、委託を受けた所管分を分割審査いたしました。審査の結果は次のとおりであります。なお、審査の経過は別紙のとおりですが、特徴的なこととして一つ、有害鳥獣対策の施策の充実について、一つ地場産業の育成について、一つ堆肥センターや農産加工所施設、農業振興センター等を拠点とした農業全般の振興について、一つ農用地利用増進の賃貸借料金の統一化について等の意見が出されましたが、原案のとおり決することといたしました。執行部におかれましては、本予算審査小委員会で出された意見及び指摘された点につき、真摯に受け止めていただき、今後の執行において十分反映されるようお願いいたします。以上で報告を終わります。

松浦委員長  
天清建設委員長

引き続きまして、建設常任委員会委員長、天清斐雄君。平成16年度予算審査小委員会、建設常任委員会の審査報告をさせていただきます。本小委員会は6月30日予算審査特別委員会において設置され、議案第37号平成16年度安芸高田市一般会計予算の内、委託を受けた所管分及び議案第41号平成16年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算、議案第42号平成16年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算、議案第43号平成16年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算、議案第44号平成16年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算、議案第45号平成16年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算、議案第46号平成16年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算、議案第47号平成16年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算及び議案第48号平成16年度安芸高田市水道事業会計予算を分割審査した結果、次のとおり報告いたします。なお、特徴的には下水道総合整備計画、特定環境及び農業集落排水、合併浄化槽を含む等、早急な見直し、早期事業化を図っていただきたい。温水プール工事の執行については、最新の留意と今後の利用の促進を願いたいと。公共用地取得に関しては、本所と支所との連携を密にされたい。建設土木工事等の入札業者の選定基準及び格付け等の作業を早急に決定され、適正な入札が執行されるようお願いしたいとの意見がありました。執行部におかれましては、本予算審査委員会が出された意見及び指摘された点については、真摯に受け止めていただき、今後の執行において十分反映されるようお願いいたします。

以上で報告を終わります。

松浦委員長 以上で各常任委員会の委員長報告を終了いたします。この際委員長報告に対する質疑は省略いたします。

鳴石委員 委員長。

松浦委員長 鳴石勸君。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時18分 休憩

午前10時19分 再開

~~~~~○~~~~~

松浦委員長 再開いたします。

ただ今鳴石委員の方から動議が出ておりますが、修正動議として提案されておりますので、説明を求めます。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時19分 休憩

午前10時20分 再開

~~~~~○~~~~~

松浦委員長 再開いたします。

ただ今の鳴石委員の動議につきましては、予め私の方に通告がございましたので、ひとつ、発言を許します。説明して下さい。

鳴石委員 議案37号平成16年度安芸高田市一般会計予算に対する、修正の動議を提案説明させていただきます。

1969年の同和対策事業特別法が施行されまして、2002年3月をもって最終法として終わりました。法後は一般対策への移行はもとより、個人給付的事业については原則として廃止することとなっております。今後の地域改善対策に関する大綱、86年12月27日、このことが出されておりますが、その間5年間延長されて、2002年3月末で法が廃止をされました。安芸高田市は本年3月1日をもって新市が発足をいたしました。同一市内、行政格差をなくしていくため、段階的に是正していく第1歩であります。委員の皆さんのご理解をいただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、議案37号の朗読をいたします。議案37号平成16年度安芸高田市一般会計予算に対する修正案の提案理由の説明を行います。本案は議案37号平成16年度安芸高田市一般会計予算の一部を、次のように修正するものであります。第1表歳出、3款民生費45億7,816万1,000円。1項社会福祉費30億5,226万1,000円を3款民生費45億7,066万円。1項社会福祉費30億4,476万円とし、750万円、1項予備費3,000万円を14款予備費3,750万円。1項3,000万円予備費、3,750万円とし、750万円増額をするものであります。この修正案に賛同をいただき、ご議決いただきますよう、よろしく願いを申し上げます。

松浦委員長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時25分 休憩

午前11時01分 再開

~~~~~○~~~~~

松浦委員長 再開いたします。

ただ今、鳴石委員から出ております修正案につきましては、委員長に予めもって動議提案が示されておりましたので、委員長としてはこれはひとつ皆さんに諮って協議をいただくという考え方をしておりましたので、先ほど休憩中にいろいろ話をさせていただいて、これはひとつ、委員長の判断ということにおきまして、ただ今の修正案に対する、これから皆さん方の質疑を行います。

浮田委員 委員長。

松浦委員長 浮田委員。

浮田委員 浮田でございます。私実は厚生常任委員会に出とらるので、いろいろ厚生常任委員会の空気なり、あるいは委員の方からどういう質疑があったのかということについて、若干お聞きしてはおりますが、現実的に行政の担当者からですね、こういうことですよという説明を受けておりませんので、誤解を招くか知りませんが、私、鳴石委員がですね、言われた趣旨についてはですね、いろいろ根底があったんじゃないかと思うんです。一つは厚生常任委員会の中で掲げております美土里町の270万円の件ですが、平成14年、15年に美土里町はもう廃止しとると。廃止しとるのがなぜここで270万という金額が乗ったかということになりますとですね、ここまでして予算の操作をですね、このようなかたちの中で如何にも正当化するような予算計上にされたのか、私ちょっと不振に思いますんで、そこらの問題について私は...

松浦委員長 ちょっと、浮田委員ね、今の提案されてるのは修正案に対する質疑を皆さんに求めておるんです。

浮田委員 だからこういうことで、私はこの動議は賛成します。

松浦委員長 はい。わかりました。

浮田委員 もうちょっと言わせてもらおうと思うんですが。

松浦委員長 他に質疑はありませんか。

熊高委員 委員長。

松浦委員長 熊高昌三君。

熊高委員 提案者にこの修正した中身について、もう少し詳細についてお聞きしたいと思います。

松浦委員長 はい。ただ今熊高委員から詳細について説明を求めるということでございますので、鳴石委員に説明を求めます。

鳴石委員 先ほど提案理由で申しましたように、国は法が2002年3月末をもって切れました。その後は一般対策へ移行するんだと言っておる。旧向原町ではあと3年、2002年3月になったら法が切れるから3年ぐらい前から団体助成金もずーっと減らしていった、現在では全解連と解放同盟が2団

体あるのに40万しか予算をしてないんですよ。それからただ今浮田委員から発言がありましたように、美土里町は14年度、15年度予算をしてないんですよ。特別委員会で質問がありますと13年度を出して予算をしたんだと。ここから考えますと美土里町は2年度にわたって団体助成金を出していないんですよ。向原町は国の方針に従って、一般対策へ移行しなきゃならん。そういうかたちで減額に減額をしていっとるわけなんです。それで各町であったならば、それはそれで自治体の考えであるという、かたちが違うんだということになるんですが、安芸高田市は一つだというかたちになりますと、何百万ももらう団体がある。年々2年間にわたって団体助成金のなかった町もある。向原のように2団体あって40万。どちらに少ない方を増やしていくんか、多い方を減らしていくんかということと考えますと、国の一般対策への移行をしていくという、こういう観点からみましましたならば、また安芸高田市は一つであるということを考えていくなれば、減額をして特別に「部落だ、部落だ。差別があるんだ、差別があるんだ。」というようなことを声高に主張することによって、いつまでも同和差別は残るわけなんです。こういうことをなくしていくためには、順次団体助成金も個人給付の事業も3年目途ぐらいにゼロにしていくということは、向原町では運転免許、技能習得資金、そういう制度も全然ないんです。なぜそういうものをつくらなきゃならないんか。同和地区住民は向原町も高宮も新市内の同和地区住民、全然変わらないんですよ。そういうことから考えますと、やはり口ばっかし「21世紀、新しい安芸高田」いうんじゃなく、内容も改善、改革していく。国が厳しい、厳しいという予算の中、また安芸高田市の住民の皆さんも、あれもしてもらいたい、これもしてもらいたい、そういう中で議員さんをお願いしても、「まあ、厳しいんじゃないけえの、ちょっと待ちんさい」という話しかできんような状態であると。何が故に解放同盟の団体助成金だけを増やさなきゃあならんかと、こういう理由は成り立たんと。こういうことから50%削減をして、また来年度は50%、350万ぐらいにしていこうやと言うて、旧町でいうならば、50万ぐらいの団体助成金にもっていくのが、私は適当ではないかと、このように考えて、この本予算、16年度の予算修正案を提出をさせていただいたんであります。以上です。

熊高委員 委員長。

松浦委員長 熊高昌三君。

熊高委員 鳴石節を聞くために質問したんじゃないんですが、750万の減額ということですから数字的な根拠を聞きたいということで質問をしたんですが、特に50%という最後の方で言葉があったようですが、その50%の根拠、これについてももう少し詳しく説明していただきたいと思います。

松浦委員長 鳴石委員。

鳴石委員 はい。根拠を示せと言われますが、その1,500の根拠はどこから出てきたんかと。団体が要求するから応えきれないから予算をしとるんでしょう。あなたもそういう一人か知らないけれど、当然これはなくしてい



くべきでしょう。一般の団体と同じような各種団体の助成金にするべきである。当然なくするべきものなんです。根拠があるから50%いうんじゃないしに、ゼロにしてもいいようなもんです。特別に解放団体だけに金がない、金がない、予算がないという時にまったく手もつけないで従前どおり、しかも美土里町は何度も言うようですが、2年間にわたって支給していないのに、270万も恵みの予算をしてある。一方では予算がない、厳しいんだ、厳しいんだ。まったく一般町民が聞いたら、これは理屈にならんですよ。これ以上の根拠はないです。以上です。

松浦委員長 他に質疑はありませんか。

熊高委員 委員長。

松浦委員長 熊高昌三君。

熊高委員 鳴石委員と一問一答になるようですけども、1,500万の根拠がないと言われましたけども、私も厚生常任委員会の時に傍聴したような記憶があるんですが、その時に人権推進課長の毛利さんですか、お答えになっておられて、答弁の仕方が多少前後したようなかたちで不振を持たれたような、そういった経緯も確かに傍聴席で聞いておってありましたが、今日の常任委員長の報告書を見ますと、これページが書いてないですけども、1,500万の内訳ということで書いてありますね。今言われたように美土里町が270万が13年度の実績に基づいておるといことですから、それぞれ根拠がないというふうに鳴石さん言われましたけども、これまでの旧町の流れの中で、それぞれ根拠があるからこそ予算計上して予算執行しておるとい、その実績に基づいてこの額が出てきておるとい思うんですね。そういった経緯からすると、合併という大きな流れの中で、補助金の10%削減とか助成金の20%云々というのがありましたけれども、そういった観点からした中でいろいろ検討もされたというふうに推測できるわけです。そういった経緯からすると750万の減額という根拠があまりにも大ざっぱすぎるなという気がしたんで、その中身をお聞きしたんで、特にあえて言えば美土里町が2年間実績がなかったということであれば、その270万というものを削減するというのであれば、まだ理解はできるわけですけども、そういった中身の根拠というのがどうなんだろうかというふうな意味で質問をさせていただきました。

松浦委員長 他にありませんか。

藤井委員 委員長。

松浦委員長 藤井委員。

藤井委員 先ほど委員長の方から修正案の提出にあたってですね、最終的には採決という方向と言われましたので、私もそれに反対するわけではございません。きちっと提出されているわけですから、それはそれで結構だと思います。しかしこのことに関して議員必携なり、私もちょっと調べてみたわけですけども、この予算の減額修正ということに対してですね、歳出予算の減額相当額を予備費に加えて、歳入歳出予算総額は原案のとおりとするという修正が従来こういったことがあったと。しかしこ

の予備費の性格からしてですね、望ましい修正ではないということも議員必携の中にも書かれております。したがって、こういったことがですね、望ましくないことが言われておりますので、さらにまたこの予算の修正にあたってはですね、議長ないし、予算審査特別委員会の委員長が市長に対していろいろと調整するというのも、私はあろうかと思えますので、そういった方向性で見いだせるものがあればですね、またそこからあたり私も提案させていただいてですね、それが調整できないということであれば採決という方向で私は結構だと思います。

鳴石委員 委員長。

松浦委員長 鳴石君。

鳴石委員 さっき減額した金額を予備費にもっていくことは好ましくないという意見がありました。絶対にということとは言えない。好ましくない、そういう面はあります。しかし総額を動かすということになりますと大変です。今これだけを事前に修正議案を提出をしましても、事務局では大変な苦勞をしてもらったわけなんで、根本からいうならば、この小委員会に付託をしたと、ここから間違いは出発してきとるんです。ここから、予算の分割付託というのはできない。なにも頭をひねくことはしないんです。そういうことはできないんです。それで多数であったらば何でもその方向へ行くんですよ。今の社会は。だから慎重に審議をし、議員としての責任というものをわきまえねばならんと思うんです。これ以上、執行部と話をする、議会は執行部の立案計画に対して住民の代表として我々は審議検討して「いけない。これは良くないで。」と思うことがあれば修正をすると。まったくこれはよろしいとわしら思ったことだということになれば、みな賛成ということでもいいと思うんですよ。やはり議会としての本来の権能を発揮するためにも、執行部に行って話をする、こういう無様なことはするべきではない。安芸高田市の議会の責任において議決をし、むしろ執行部に対して「議会の意向はこうなんだ」と、「よく考えよ」と「姿勢を正せ」と、こういう指導をするべきではないか。以上です。

松浦委員長 他に質疑はありませんか。

熊高委員 委員長。

松浦委員長 熊高昌三君。

熊高委員 先ほどの私の質問に答えていただいて下さい。

松浦委員長 答えたんじゃないですか。

熊高委員 いいえ、答えられてないです。750万の根拠がまだはつきりしてないわけですから。

松浦委員長 鳴石さん。

鳴石委員 はい。1,500万、750万ほど減額をする、こういうことが大変にご不満なようでございますが、1,500万、私が当初から言いますように、1団体30万から50万の予算でいいんですよ、補助金で。なぜ1,500万、ある町は400万から300万、200なかった旧町へ270万。こういう予算をするとい

うことは、改めていかなければならない。どこがどうだったから何パーセントという問題じゃないんです。先も何度も言うようですが、50万円ばかりにすればいい考え。300万、全体の旧町でいうならば300万ぐらいでいいんですよ。こういう観点です。以上です。大体、論議は尽くされたと思うんです。

松浦委員長 他に質疑はありませんか。

熊高委員 委員長。

松浦委員長 熊高委員。

熊高委員 執行部は1円まできちっと計算してやってくるわけですよ。その中身の根拠はやはり議会は正すわけですよ。そういった議員の立場でありながら、その大ざっぱな修正とかたちを提案するというのは、議員として如何なものか。そういう意味で、根拠がしっかりした中身を聞きたいということです。

松浦委員長 先ほど、今の説明の論議は尽くしたという、鳴石委員の回答でしたので。

熊高委員 今の私の考えにどう答えられるか、聞いてみて下さい。

松浦委員長 鳴石勸君、答弁を願います。

鳴石委員 はい。根拠を示せ、示せ。私も小学校時代に頭が悪いので、何度も何度も先生に聞いたことがあるんですが、我々は住民から選ばれてその中で、先も言いましたが選ばれた議員であると。こういう自覚のもとにこの予算を考えていくなれば、750万が減らされたんが不満じゃと、根拠を示せ、示せと言われるが、あなたは国の一般対策は、なぜ2002年3月をもって廃案になったんか。わからないんですか。一般対策へ移行するんだ、三次市長は2002年法が切れると同時に同和対策はやらない、解放会館等も名称を変えてまちづくり会館ということになると。今、解放団体が今まで2002年3月までは、解放団体が腕を振ってまちを闊歩しとったが、今はそういう姿は全然見られない。これが国の示した方向へ行っていると思うんですよ。何度も言うようですが、人が輝く安芸高田、解放団体が輝く安芸高田ではなくて、みんなが、市民が輝いていく明るい安芸高田市にするためにも、是非ともこの750万は修正をご賛同いただきたい。以上です。

松浦委員長 他に質疑はありませんか。

熊高委員 委員長。

松浦委員長 熊高昌三君。

熊高委員 私が食い下がるように申し訳ないんですけども、鳴石委員の言い方というのは、私が全てわかって、皆さんわかってないという言い方をされるので、何度も何度も質問せざるを得んですが、当然2002年の一般対策移行という経緯というのは私も存じておりますし、そういった中で人権というのはすべてのいろんなかたちで女性問題含めて、外国人の問題を含めていろいろあるわけですよ。解放同盟のやっておる活動、そういったものに対してある程度国の流れというのは見方が変わってきたと、

それはいろんな時代の流れの中で経緯があって、そういった流れになってきたということで、一般対策に移行しよう。当然これも理解をして旧高宮町時代も我々はそういった流れを認めてきたという流れですよ。そういった流れの中で、この予算というのは旧町それぞれ具体的な数字が出とるわけです。だからそれに基づいて今回この1,500万という数字が出ていた。たださっき言いましたように270万という美土里町については実績がなかったというかたちでご不満があるというのは、当然私も理解できるということです。ですからその270万ということと750万ということの数字の根拠、やはり先ほども言いましたように、執行部がきちっとした根拠をもって予算付けをしてきたことに対して、我々も数字を示すのであれば、きちっとした根拠のある数字を細かく示す必要があると、そういった意味で私も質問しておるんで、それについてきちっと、鳴石節はもういいですから、根拠を聞かせていただきたい。

鳴石委員 委員長。

松浦委員長 鳴石君。

鳴石委員 私は節を付けてないですよ。鳴石が言うことを聞きたくないならば、質問せにゃあええ。わかったと、わしは反対すりゃあええ。何度も何度もあなたが質問するから修正動議の提案者として言わなきゃならんのですよ。もう論議は尽くされとると思うんです。

松浦委員長 はい、わかりました。

それでは、ただ今もうこれはちょっといろんな意見が出ると思って、ここで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

熊高委員 委員長。

松浦委員長 熊高昌三君。

熊高委員 先ほどいろいろ質問をしましたが、適切な答弁がありません。そういった意味で、私は反対をという意味で私は討論をさせていただきます。

松浦委員長 他に。

新出委員 はい、新出。

松浦委員長 はい、ちょっとお待ち下さい。ただ今反対討論を求めておりますので。

それでは次に修正案に賛成の討論を求めます。

新出委員 はい。

松浦委員長 新出達夫君。

新出委員 新出です。私は今の1,500万の内訳で、美土里町分につきましては執行部の説明不足といいますか、確認不足という部分がありまして、ぜひこれは修正してやるべきだと思います。

松浦委員長 他に修正案に対する討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認めます。

松浦委員長　それでは、会議規則第89条により、これより議案第37号平成16年度安芸高田市一般会計予算に対する修正案を、挙手により採決いたします。本修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手8名〕

挙手少数であります。

よって、本修正案は否決されました。

松浦委員長　これより、原案12件についての一括討論に入ります。

討論はありませんか。

鳴石委員　委員長。

松浦委員長　鳴石委員。

鳴石委員　総予算に対して、ただ今修正案は否決になりましたが、度々発言をしますように、この一般対策へ移行しなくてはならない個人給付等も依然として残されていると。また団体助成金にしても同じであります。こういう予算がない、国の交付税等も削減をされて厳しいという中で、一方では聖域のような予算編成がされていると、こういう16年度安芸高田市一般会計予算に対して、賛成をすることはできませんので、反対をいたします。

松浦委員長　他に反対討論はありませんか。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時24分　休憩

午前11時25分　再開

~~~~~○~~~~~

松浦委員長　再開いたします。

ここで、審査付託を受けました12件の議案について、意見を付すべき事項があれば、ご意見をお願いします。

〔意見なし〕

では、全議案についてご意見なしということで確認いたします。

松浦委員長　続いて採決をいたします。

これより、議案第37号平成16年度安芸高田市一般会計予算の件を挙手により採決いたします。

本案に対する小委員会委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

- 松浦委員長 よって、議案第37号は原案の通り可決すべきものと決定いたしました。  
これより、議案第38号平成16年度安芸高田市国民健康保険特別会計  
予算の件を挙手により採決いたします。  
本案に対する小委員会委員長の報告は原案可決であります。  
本案は、委員長報告の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
〔挙手多数〕  
挙手多数であります。
- 松浦委員長 よって、議案第38号は原案の通り可決すべきものと決定いたしました。  
これより、議案第39号平成16年度安芸高田市老人保険特別会計予算  
の件を挙手により採決いたします。  
本案に対する小委員会委員長の報告は原案可決であります。  
本案は、委員長報告の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
〔挙手多数〕  
挙手多数であります。
- 松浦委員長 よって、議案第39号は原案の通り可決すべきものと決定いたしました。  
これより、議案第40号平成16年度安芸高田市介護保険特別会計予算  
の件を挙手により採決いたします。  
本案に対する小委員会委員長の報告は原案可決であります。  
本案は、委員長報告の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
〔挙手多数〕  
挙手多数であります。
- 松浦委員長 よって、議案第40号は原案の通り可決すべきものと決定いたしました。  
これより、議案第41号平成16年度安芸高田市公共下水道事業特別会  
計予算の件を挙手により採決いたします。  
本案に対する小委員会委員長の報告は原案可決であります。  
本案は、委員長報告の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
〔挙手多数〕  
挙手多数であります。
- 松浦委員長 よって、議案第41号は原案の通り可決すべきものと決定いたしました。  
これより、議案第42号平成16年度安芸高田市特定環境保全公共下水  
道事業特別会計予算の件を挙手により採決いたします。  
本案に対する小委員会委員長の報告は原案可決であります。  
本案は、委員長報告の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
〔挙手多数〕  
挙手多数であります。
- 松浦委員長 よって、議案第42号は原案の通り可決すべきものと決定いたしました。  
これより、議案第43号平成16年度安芸高田市農業集落排水事業特別  
会計予算の件を挙手により採決いたします。  
本案に対する小委員会委員長の報告は原案可決であります。  
本案は、委員長報告の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
〔挙手多数〕

- 挙手多数であります。  
よって、議案第43号は原案の通り可決すべきものと決定いたしました。
- 松浦委員長 これより、議案第44号平成16年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算の件を挙手により採決いたします。  
本案に対する小委員会委員長の報告は原案可決であります。  
本案は、委員長報告の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
〔挙手多数〕  
挙手多数であります。
- 松浦委員長 よって、議案第44号は原案の通り可決すべきものと決定いたしました。  
これより、議案第45号平成16年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算の件を挙手により採決いたします。  
本案に対する小委員会委員長の報告は原案可決であります。  
本案は、委員長報告の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
〔挙手多数〕  
挙手多数であります。
- 松浦委員長 よって、議案第45号は原案の通り可決すべきものと決定いたしました。  
これより、議案第46号平成16年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算の件を挙手により採決いたします。  
本案に対する小委員会委員長の報告は原案可決であります。  
本案は、委員長報告の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
〔挙手多数〕  
挙手多数であります。
- 松浦委員長 よって、議案第46号は原案の通り可決すべきものと決定いたしました。  
これより、議案第47号平成16年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算の件を挙手により採決いたします。  
本案に対する小委員会委員長の報告は原案可決であります。  
本案は、委員長報告の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
〔挙手多数〕  
挙手多数であります。
- 松浦委員長 よって、議案第47号は原案の通り可決すべきものと決定いたしました。  
これより、議案第48号平成16年度安芸高田市水道事業会計予算の件を挙手により採決いたします。  
本案に対する小委員会委員長の報告は原案可決であります。  
本案は、委員長報告の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
〔挙手多数〕  
挙手多数であります。
- 松浦委員長 よって、議案第48号は原案の通り可決すべきものと決定しました。  
以上で、本予算審査特別委員会に付託されました、議案第37号から議案第48号までの12件についての審査は全部終了いたしました。  
なお、委員長報告書の作成につきましては、私にご一任お願いいたします。

暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時34分 休憩

午前11時35分 再開

~~~~~○~~~~~

松浦委員長 再開いたします。

ここで、市長がお見えになりましたので、市長に一言ご挨拶をお願いいたしたいと思います。

児玉市長 今回上程いたしました議案については、皆さんには連日にわたりましてご審議をいただきまして、誠にありがとうございます。心からお礼を申し上げます。

松浦委員長 それでは、以上をもって予算審査特別委員会を閉会といたします。大変ご苦労様でございました。ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

午前11時35分 閉会